

## 墨田区広報広聴担当が取り扱う広告掲載に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、墨田区広告掲載基準第3条の規定に基づき、墨田区企画経営室広報広聴担当が取り扱う広告掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体の種類)

第2条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 区公式ウェブサイトのバナー広告
- (2) 区のお知らせ「すみだ」の欄外広告
- (3) その他墨田区広報広聴担当が取り扱う刊行物等への広告

### (広告の規格等)

第3条 広告の規格、掲載位置、掲載期間及び広告掲載料等は、前条に掲げる広告媒体の種類により、別に定める。

### (広告の募集)

第4条 広告の募集は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 区公式ウェブサイト等による公募
- (2) 第6条第1号及び第2号に規定する者への案内
- (3) 広告代理店等による募集

### (広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者は、事前に墨田区広告掲載事業者登録シートを提出の上、広告掲載申込書に必要とする書類等を添えて、申し込むものとする。

### (広告の優先順位)

第6条 同一の広告の掲載位置について、広告掲載の申込みが複数あるときの優先順位は、次に掲げる順序による。ただし、区内に事業所を有する企業（以下「区内企業」という。）と区外企業と同順位である場合は、区内企業を優先するものとし、広告貢との関係で広告数の絞り込みや調整をしなければならない場合も、同様に区内企業を優先する。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体並びにこれに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共性の高い業種であるもの（銀行、信用金庫、信用組合、鉄道、電気、ガス、電話、各種学校など）
- (3) 不特定多数の区民が利用できる施設であるもの（デパート、商業施設、商店街、ホテル、スポーツ施設など）
- (4) 上記以外のもの

### (広告掲載の決定)

第7条 区は、墨田区広告掲載事業要綱（以下「要綱」という。）に基づき審査を行い、前条の優先順位を踏まえ、広告掲載の可否を決定する。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、区の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに広告掲載料を納付するものとする。  
ただし、区が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載料の還付)

第9条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載ができなくなったときは、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

第10条 要綱及び墨田区広告掲載基準に抵触する場合のほか、広告掲載の運営に当たって支障がある場合、区は広告掲載を取り消すことができる。

(広告主の責任)

第11条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、広告に関する連絡して第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決するものとする。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に定める。